

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年7月10日(月)午後3時から午後4時45分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

1番 佐藤正剛 委員	2番 穴澤久男 委員
3番 塚本繁雄 委員	4番 安藤幸春 委員
5番 大木章寿 委員	6番 佐藤喜巳 委員
7番 石毛甲子男 委員	8番 郡司武幸 委員
9番 今井睦子 委員	10番 石田利之 委員
11番 大木丈雄 委員	12番 伊藤栄治 委員
13番 椎名正和 委員	14番 山崎幸治 委員
15番 伊藤喜信 委員	17番 大木寛 委員
18番 渡邊弘仁 委員	19番 熱田幸子 委員
20番 川口京子 委員	21番 太田忠治 委員
22番 菱木信治 委員	23番 大木一夫 委員
24番 石井敏雄 委員	25番 椎名勝英 委員
26番 鈴木正夫 委員	27番 伊藤定夫 委員

4 欠席委員(1名)

16番 久古浩二 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 10件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
10件

議案第3号 平成29年度第2次農用地利用集積計画(案)について
(別冊)

議案第4号 平成29年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定に
ついて
(別冊)

議案第5号 農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について (別冊)

報告事項 利用権の中途解約に係る通知について 2件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員3名

市産業振興課職員 3 名

7 会議の概要

事務局 ただ今から平成 29 年 7 月農業委員会定例総会を開会いたします。
はじめに、太田会長から御挨拶をお願いいたします。

太田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は太田会長にお願いします。

議長 本日、出席委員は 27 名中 26 名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員の指名を議題と
いたします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、24 番石井敏雄委員、25 番椎名勝英委員を
指名いたします。
以上で日程第 1 を終わります。

議長 続きまして、日程第 2 の議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申
請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号について、番号 1 番及び 3 番、4 番、9 番、10 番は所有権
移転に関する件、番号 2 番及び 5 番から 8 番までは利用権設定に関する件
であります。

【議案第 1 号、番号 1 番から 10 番までを議案書を基に朗読】

番号 1 番から 10 番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第 3 条
第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
以上で議案の説明を終わります。

- 議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。
- 1 1 番 番号 1 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。
- 1 4 番 番号 2 番について、後継者は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。
- 1 番 番号 3 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。
- 2 0 番 番号 4 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。
- 4 番 番号 5 番と 6 番の譲受人、譲渡人はそれぞれ同一人物です。後継者であ
る譲受人は、意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。
- 2 番 番号 7 番と 8 番は、同一の譲受人です。譲受人は新たに農地を賃借し農
業経営を行うものです。保有する労働力や習得している技術からみても問
題ないと思われ
ます。
- 1 9 番 番号 9 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。
- 5 番 番号 1 0 番について、譲受人は意欲的に営農しており問題ないと思われ
ます。
- 議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
- (質問、意見なし)
- 議 長 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の質疑を打
ち切ることに御異議ございませんか。
- (「異議なし。」の声あり)
- 議 長 御異議ないものと認め、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申
請について」採決に入ります。

原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 【議案第3号、番号1番から10番までを議案書を基に朗読】

番号1番について、専用住宅用地として、田511㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、賃貸住宅用地として、畑510㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番について、貸事務所及び倉庫用地として、畑499㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、太陽光発電施設用地として、田111㎡を借り受け申請地に隣接する雑種地計228㎡と併せた計339㎡の区域により計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、資材置場拡張用地として、田907㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番について、専用住宅及び進入路用地として、畑940㎡の内554.29㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番と8番の譲受人は同一です。番号7番の畑664㎡の内276.49㎡と番号8番の畑123㎡を併せた計399.49㎡を借り受け、専用住宅用地として計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号9番と10番の譲受人は同一です。番号9番について、農業用施設用地として、田200㎡を借り受け計画するものです。番号10番について、農業用施設用地として、田2,615㎡の内1,254.57㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。なお、本件には始末書の添付がされています。

議長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

- 27番 番号1番について、申請地を専用住宅用地として計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われ、転用目的に問題ないと思います。
- 22番 番号2番について、申請地を賃貸住宅4棟用地として計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われ、転用目的に問題ないと思います。
- 番号3番について、申請地を賃事務所及び倉庫用地として計画するものです。農地区分については、第3種農地相当と思われ、転用目的に問題ないと思います。
- 14番 番号4番について、申請地を太陽光発電施設用地として申請地に隣接する雑種地と併せた区域で計画するものです。申請地は第1種農地相当で例外事項に該当すると思われ、転用目的に問題ないと思います。
- 1番 番号5番について、申請者は土木業を営んでいます。申請地隣地の既存施設が手狭となったため資材置場の拡張を計画するものです。申請地は第1種農地相当で例外事項に該当すると思われ、転用目的にも問題ありません。周辺農地への日照、通風、排水等営農条件に影響はないと思います。
- 20番 番号6番について、申請者は現在集合住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請者の実家近くの申請地に専用住宅を計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われ、転用目的に問題ありません。
- 5番 番号7番と8番は、同一事業です。申請者は現在集合住宅に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭となったため、妻の実家の隣接地に専用住宅を計画するものです。農地区分については、第2種農地相当と思われ、転用目的に問題ないと思います。
- 25番 番号9番と10番の申請者は同一で、農産物の生産・加工業を営んでいます。
- 番号9番については、申請地周辺にある既存施設で業務に従事している従業員等の休憩所用地として計画するものです。
- 番号10番については、申請地を農業用資材の荷下ろし場及び野菜の集荷・出荷場用地として計画するものです。
- 番号9番と10番の申請地は、いずれも農業用施設用地です。転用目的に問題ないと思います。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「平成29年度第2次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る7月6日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

2 番 本件につきましては、去る7月6日、午後1時30分より、匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、平成29年6月30日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成29年度第2次農用地利用集積計画案を審議いたしました。審議した結果につきましては、所有権移転関係の番号2を除き、本計画案は適当と思われます。なお、所有権移転関係の番号2につきましては、委員より、売買単価が低過ぎるのではないか、との意見が出されました。売買単価の設定の経緯は、事務局において再度確認をすることとなり、計画案の詳細説明に合わせて、経緯を御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行会長からの報告が終わりました。詳細について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案説明の前に時間をいただきまして報告させていただきます。平成29年5月の農業委員会定例総会で御審議いただいた平成29年度第1次農用地利用集積計画につきまして、所有権移転関係の整理番号7番の案件について、申請者から取下げの申し出がありました。当該案件については、第1次計画から削除いたしましたので、報告いたします。

それでは、議案第3号について説明いたします。まず、農地銀行会長から御報告のありました、所有権移転関係の番号2番の売買単価につきまして、再度、地権者に確認したところ、この価格で間違いのないことでした。続いて、第2次計画の各案件について、説明いたします。議案第3号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画案の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「平成29年度第2次農用地利用集積計画(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「平成29年度第2次農用地利用集積計画(案)について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第4号「平成29年度第1次農用地利用配分計画案に係る意

見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る7月6日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行会長より報告をお願いいたします。

【農地銀行会長からの報告】

2番 本件につきましては、去る7月6日、午後1時30分より、匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、平成29年6月28日に匝瑳市から諮問のありました別冊の平成29年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われまます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議長 農地銀行会長からの報告が終わりました。詳細について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用配分計画案の内容を説明】

以上の計画の内容は、耕作状況・従事日数など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第4号「平成29年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第4号「平成29年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について」原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第5号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」を議題といたします。なお、本議案については去る7月4日農地委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地委員長から報告をお願いいたします。

【農地委員長からの報告】

7 番 本件につきましては、去る7月4日午後2時15分より、匝瑳市民ふれあいセンター視聴覚室において、農地委員会を開催いたしました。
内容につきましては、平成29年6月12日に匝瑳市から諮問のありました別冊の農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について、を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画は適当と思われまます。計画案の詳細につきましては、事務局担当課より御説明申し上げますので御審議をお願いいたします。本総会において、承認されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地委員長の報告が終わりました。
詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第5号の別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第5号「農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 利用権の中途解約に係る通知について2件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	10件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	10件
議案第3号 平成29年度第2次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第4号 平成29年度第1次農用地利用配分計画案に係る意見決定について	(別冊)
議案第5号 農業振興地域整備計画変更に係る意見決定について	(別冊)
報告事項 利用権の中途解約に係る通知について	2件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成29年7月10日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。